

介 護 老 人 保 健 施 設

短 期 入 所 療 養 介 護
介 護 予 防 短 期 入 所 療 養 介 護

利 用 約 款
(重要事項説明書)

社会福祉法人 鶴生会
介護老人保健施設
長与リハビリセンター

令和6年8月1日現在

介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用約款

（令和6年8月1日）

（約款の目的）

第1条 介護老人保健施設長とリハビリセンター（以下「当施設」という。）は、要介護状態（介護予防にあっては要支援状態）と認定された利用者（以下単に「利用者」という。）に対し、介護保険法令の趣旨に従って、利用者が可能な限り自宅において、その有する能力に応じ自立した日常生活を営むことができるように、一定の期間、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）を提供し、一方、利用者及び利用者の身元引受人は、当施設に対し、そのサービスに対する料金を支払うことについて取り決めることを、本約款の目的とします。

（適用期間）

第2条 本約款は、利用者が介護老人保健施設短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）利用同意書を当施設に提出した時から効力を有します。但し、利用者の身元引受人に変更があった場合は、新たな身元引受人の同意を得ることとします。

2 利用者は、第4条又は第5条による解除がない限り、同意書提出をもって同月内は繰り返し当施設を利用することができるものとします。

（身元引受人）

第3条 利用者は、次の各号の要件を満たす身元引受人を立てます。但し、利用者が身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除きます。

- ① 行為能力者（民法第20条第1項に定める行為能力者をいいます。以下同じ。）であること
- ② 弁済をする資力を有すること
- 2 身元引受人は、利用者が本約款上当施設に対して負担する一切の債務を極度額100万円の範囲内で、利用者と連帯して支払う責任を負います。
- 3 身元引受人は、前項の責任のほか、次の各号の責任を負います。
 - ① 利用者が疾病等により医療機関に入院する場合、入院手続が円滑に進行するように協力すること。
 - ② 入所利用が解除若しくは終了した場合の残置物の引取り等の処置、又は利用者が死亡した場合の遺体の引取をすること。但し、遺体の引取について、身元引受人と別に祭祀主宰者がいる場合、当施設は祭祀主宰者に引き取っていただくことができます。
- 4 身元引受人が第1項各号の要件を満たさない場合、又は当施設、当施設の職員若しくは他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の背信行為又は反社会的行為を行った場合、当施設は、利用者及び身元引受人に対し、相当期間内にその身元引受人に代わる新たな身元引受人を立てることを求めることができます。但し、第1項但書の場合はこの限りではありません。
- 5 身元引受人の請求があったときは、当施設は身元引受人に対し、当施設に対する利用料金の未払い、これに対する利息及び賠償すべき損害の有無並びにこれらの残額及び支払期が到来しているものの額に関する情報を提供します。

（利用者からの解除）

第4条 利用者は、当施設に対し、退所の意思表示をすることにより、利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画にかかわらず、本約款に基づく入所利用を解除することができます。なお、この場合利用者及び身元引受人は、速やかに当施設及び利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画作成者に連絡するものとします（本条第2項の場合も同様とします）。

2 身元引受人も前項と同様に入所利用を解除することができます。但し、利用者の利益に反する場合は、この限りではありません。

(当施設からの解除)

第5条 当施設は、利用者及び身元引受人に対し、次に掲げる場合には、本約款に基づく入所利用を解除することができます。

- ① 利用者が要介護認定において自立と認定された場合
- ② 利用者の居宅サービス（介護予防サービス）計画が作成されている場合には、その計画で定められた当該利用日数を満了した場合
- ③ 利用者の病状、心身状態等が著しく悪化し、当施設での適切な短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供を超えると判断された場合
- ④ 利用者及び身元引受人が、本約款に定める利用料金を2か月分以上滞納し、その支払を督促したにもかかわらず10日間以内に支払われない場合
- ⑤ 利用者が、当施設、当施設の職員又は他の入所者等に対して、窃盗、暴行、暴言、誹謗中傷その他の利用継続が困難となる程度の背信行為又は反社会的行為を行った場合
- ⑥ 第3条第4項の規定に基づき、当施設が新たな身元引受人を立てることを求めたにもかかわらず、新たな身元引受人を立てない場合。但し、利用者が新たな身元引受人を立てることができない相当の理由がある場合を除く。
- ⑦ 天災、災害、施設・設備の故障その他やむを得ない理由により、当施設を利用させることができない場合

(利用料金)

第6条 利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、本約款に基づく短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の対価として、別紙2の利用単位ごとの料金をもとに計算された月ごとの合計額及び利用者が個別に利用したサービスの提供に伴い必要となる額の合計額を支払う義務があります。但し、当施設は、利用者の経済状態等に変動があった場合、上記利用料金を変更することがあります。

- 2 当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する送付先に対し、前月料金の合計額の請求書及び明細書を、毎月15日頃に郵送し、所定の方法により交付する。利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対し、当該合計額をその月の末日までに支払うものとします。
- 3 当施設は、利用者又は身元引受人から、1項に定める利用料金の支払いを受けたときは、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対して、領収書を所定の方法により交付します。

(記録)

第7条 当施設は、利用者の短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の提供に関する記録を作成し、その記録を利用終了後2年間保管します。（診療録については、5年間保管します。）

- 2 当施設は、利用者が前項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、原則として、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。
- 3 当施設は、身元引受人が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、閲覧、謄写を必要とする事情を確認して当施設が必要と認める場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者が身元引受人に対する閲覧、謄写に反対する意思を表示した場合その他利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。
- 4 前項は、当施設が身元引受人に対して連帯保証債務の履行を請求するため必要な場合は適用されません。
- 5 当施設は、利用者及び身元引受人以外の親族が第1項の記録の閲覧、謄写を求めたときは、利用者の承諾がある場合に限り、必要な実費を徴収のうえ、これに応じます。但し、利用者の利益に反するおそれがあると当施設が認める場合は、閲覧、謄写に応じないことができます。

(身体拘束等)

第8条 当施設は、原則として利用者に対し身体拘束を行いません。但し、自傷他害の恐れがある等緊急やむを得ない場合は、施設管理者又は施設長が判断し、身体拘束その他利用者の行動を制限する行為を行うことがあります。この場合には、当施設の医師がその様態及び時間、その際の利用者の心身の状況、緊急やむを得なかった理由を診療録に記載することとします。

(虐待の防止)

第9条 当施設は、利用者の人権の擁護、虐待の発生又はその再発を防止するため、以下に掲げる事項を実施します。

- ① 虐待防止のための対策を検討する委員会（テレビ電話装置等を活用して行うことができるものとする）を定期的に開催するとともに、その結果について職員に周知徹底を図ります。
 - ② 虐待防止のための指針を整備します。
 - ③ 虐待を防止するための定期的な研修を実施します。
 - ④ 前3項に掲げる措置を適切に実施するための担当者を設置します。
- 2 当施設は、当該施設職員又は擁護者（利用者の家族等高齢者を現に養護する者）による虐待を受けたと思われる利用者を発見した場合は、速やかにこれを市町村等関係機関に通報するものとします。

(秘密の保持及び個人情報の保護)

第10条 当施設とその職員は、当法人の個人情報保護方針に基づき、業務上知り得た利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人の親族に関する個人情報の利用目的を別紙3のとおり定め、適切に取り扱います。また正当な理由なく第三者に漏らしません。但し、例外として次の各号については、法令上、介護関係事業者が行うべき義務として明記されていることから、情報提供を行なうこととします。

- ① サービス提供困難時の事業者間の連絡、紹介等
 - ② 居宅介護支援事業所（地域包括支援センター〔介護予防支援事業所〕）等との連携
 - ③ 利用者が偽りその他不正な行為によって保険給付を受けている場合等の市町村への通知
 - ④ 利用者に病状の急変が生じた場合等の主治の医師への連絡等
 - ⑤ 生命・身体の保護のため必要な場合（災害時において安否確認情報を行政に提供する場合等）
- 2 前項に掲げる事項は、利用終了後も同様の取扱いとします。

(緊急時の対応)

第11条 当施設は、利用者に対し、施設医師の医学的判断により対診が必要と認める場合、協力医療機関又は協力歯科医療機関での診療を依頼することがあります。

- 2 当施設は、利用者に対し、当施設における短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）での対応が困難な状態、又は、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、他の専門的機関を紹介します。
- 3 前2項のほか、入所利用中に利用者の心身の状態が急変した場合、当施設は、利用者、身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者に対し、緊急に連絡します。

(事故発生時の対応)

第12条 サービス提供等により事故が発生した場合、当施設は、利用者に対し必要な措置を講じます。

- 2 施設医師の医学的判断により、専門的な医学的対応が必要と判断した場合、協力医療機関、協力歯科医療機関又は他の専門的機関での診療を依頼します。
- 3 前2項のほか、当施設は利用者の身元引受人又は利用者若しくは身元引受人が指定する者及び保険者の指定する行政機関に対して速やかに連絡します。

(要望又は苦情等の申出)

第13条 当事業所には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談下さい。

(電話 095-857-5151)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、備え付けの「ご意見箱」をご利用いただき、管理者へ直接お申出いただくこともできます。

尚、公的機関に相談することもできます。

長与町役場 健康保険課 095-883-1111 時津町役場 高齢者支援課 095-882-2211

長崎市役所 介護保険課 095-829-1163 長崎県国保連合会苦情相談窓口 095-826-1599

(賠償責任)

第14条 短期入所療養介護(介護予防短期入所療養介護)の提供に伴って当施設の責に帰すべき事由によって、利用者が損害を被った場合、当施設は、利用者に対して、損害を賠償するものとします。

2 利用者の責に帰すべき事由によって、当施設が損害を被った場合、利用者及び身元引受人は、連帯して、当施設に対して、その損害を賠償するものとします。

(利用契約に定めのない事項)

第15条 この約款に定められていない事項は、介護保険法令その他諸法令に定めるところにより、利用者又は身元引受人と当施設が誠意をもって協議して定めることとします。

介護老人保健施設長与リハビリセンターのご案内

(令和6年8月1日現在)

1. 施設の概要

(1) 施設の名称等

- ・施設名 介護老人保健施設長与リハビリセンター
- ・開設年月日 平成2年9月22日
- ・所在地 長崎県西彼杵郡長与町高田郷 623-5
- ・電話番号 095-857-5151 ・ファックス番号 095-857-5962
- ・管理者名 中嶋 俊一郎
- ・介護保険指定番号 介護老人保健施設長与リハビリセンター (4251180008号)

(2) 介護老人保健施設の目的と運営方針

介護老人保健施設は、看護、医学的管理の下での介護や機能訓練、その他必要な医療と日常生活上のお世話などの介護保健施設サービスを提供することで、入所者の能力に応じた日常生活を営むことができるようにし、1日でも早く家庭での生活に戻ることができるように支援すること、また、利用者の方が居宅での生活を1日でも長く継続できるよう、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）や通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）といったサービスを提供し、在宅ケアを支援することを目的とした施設です。

この目的に沿って、当施設では、以下のような運営の方針を定めていますので、ご理解いただいた上でご利用ください。

[介護老人保健施設長与リハビリセンターの運営方針]

「自立支援」・「家庭復帰」・「家庭的雰囲気」・「地域家庭」との結びつきを目標に、一層の整備促進、施設の質の向上をはかっていきます。

(3) 施設の職員体制

- ・管理者 1名
管理者は、施設の職員の管理及び業務の管理を一元的に行う。
- ・医師 1名以上
- ・看護職員 9名以上
- ・介護職員 25名以上
- ・支援相談員 1名以上
- ・理学療法士及び作業療法士 1名以上
- ・管理栄養士 1名以上
- ・介護支援専門員 1名以上
職員は、介護老人保健施設サービスの提供にあたる。

(4) 入所定員等

- ・定員 100名
- ・療養室 個室 16室、 2人室 14室、 4人室 14室

(5) 通所定員 35名

2. サービス内容

- ① 施設サービス計画の立案
- ② 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）と計画の立案
- ③ 通所リハビリテーション（介護予防通所リハビリテーション）計画の立案
- ④ 食事（食事は原則として食堂でおとりいただきます。）
- ⑤ 入浴（一般浴槽のほか入浴に介助を要する利用者には特別浴槽で対応します。入所利用者は、週に最低2回ご利用いただきます。ただし、利用者の身体の状態に応じて清拭となる場合があります。）
- ⑥ 医学的管理・看護
- ⑦ 介護（退所時の支援も行います）
- ⑧ リハビリテーション
- ⑨ 相談援助サービス
- ⑩ 栄養管理、栄養ケア・マネジメント等の栄養状態の管理
- ⑪ 利用者が選定する特別な食事の提供
- ⑫ 理容サービス
- ⑬ 基本時間外施設利用サービス（何らかの理由により、ご家族等のお迎えが居宅介護サービス計画で定められた通所リハビリテーション利用時間の終了に間に合わない場合に適用）
- ⑭ 行政手続代行
- ⑮ その他
 - * これらのサービスのなかには、利用者の方から基本料金とは別に利用料金をいただくものもありますので、具体的にご相談ください。

3. 協力医療機関等

当施設では、下記の医療機関や歯科診療所に協力をいただき、利用者の状態が急変した場合等には、速やかに対応をお願いするようにしています。

- ・ 名称 医療法人 平成会 女の都病院
- ・ 住所 西彼杵郡長与町高田郷 849-18
- ・ 電話 095 (847) 8383

- ・ 名称 医療法人 徳洲会 長崎北徳洲会病院
- ・ 住所 西彼杵郡長与町北陽台 1丁目5番1
- ・ 電話 095 (813) 5800

- ・ 名称 医療法人 光善会 長崎百合野病院
- ・ 住所 西彼杵郡時津町元村郷 1155-2
- ・ 電話 095 (857) 3366

- ・ 名称 宗教法人 聖フランシスコ病院
- ・ 住所 長崎市小峰町 9番20号
- ・ 電話 095 (846) 1888

- ・ 名称 医療法人 常葉会 長与病院
- ・ 住所 西彼杵郡長与町吉無田郷 647
- ・ 電話 095 (883) 6668

- ・ 名称 特別医療法人 春回会 長崎北病院
- ・ 住所 西彼杵郡時津町元村郷 800番地
- ・ 電話 095 (886) 8700

・ 協力歯科医療機関

- ・ 名称 久保歯科クリニック
- ・ 住所 長崎市女の都 4丁目4番10号
- ・ 電話 095 (845) 2808

◇ 緊急時の連絡先

なお、緊急の場合には、「同意書」にご記入いただいた連絡先に連絡します。

4. 施設利用に当たっての留意事項

- ・ 施設利用中の食事は、特段の事情がない限り施設の提供する食事をお召し上がりいただきます。食費は保険給付外の利用料と位置づけられていますが、同時に、施設は利用者の心身の状態に影響を与える栄養状態の管理をサービス内容としているため、その実施には食事内容の管理が欠かせませんので、食事の持ち込みはご遠慮いただきます。
- ・ 面会・・・・・・・・・・・・・・・・・・9：00～20：00迄。
- ・ 飲酒・喫煙・・・・・・・・・・・・・・・・飲酒は原則ご遠慮願います。全館禁煙となっております。
- ・ 火気の取扱い・・・・・・・・・・・・・・・・火気厳禁となっております。

- ・ 設備・備品の利用・・・・・・・・・・・・施設の器物や設備品は大切に扱い、万が一破損などの場合はその都度必ず届け出てください。
- ・ 所持品・備品等の持ち込み・・・・・・・・支援相談員へご相談ください。
- ・ 金銭・貴重品の管理・・・・・・・・・・原則としてお預かり致しません。支援相談員へご相談ください。
- ・ 宗教活動・・・・・・・・・・・・・・・・原則ご遠慮願います。
- ・ ペットの持ち込み・・・・・・・・・・・・原則ご遠慮願います。

5. 非常災害対策

- ・ 防災設備　　スプリンクラー、消火器、消火栓、自動火災報知設備、非常電源。
- ・ 防災訓練　　年2～3回。

6. 禁止事項

当施設では、多くの方に安心して療養生活を送っていただくために、利用者の「営利行為、宗教の勧誘、特定の政治活動」は禁止します。

7. 要望及び苦情等の相談

当施設には支援相談の専門員として支援相談員が勤務していますので、お気軽にご相談ください。

(電話 095-857-5151)

要望や苦情などは、担当支援相談員にお寄せいただければ、速やかに対応いたしますが、1階エレベーター横に備えつけられた「ご意見箱」をご利用いただき、管理者に直接お申し出いただくこともできます。

尚、公的機関に相談することもできます。

長与町役場 健康保険課 095-883-1111 時津町役場 高齢者支援課 095-882-2211

長崎市役所 介護保険課 095-829-1163 長崎県国保連合会苦情相談窓口 095-826-1599

8. その他

当施設についての詳細は、パンフレットを用意してありますので、ご請求ください。

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）について

（令和6年8月1日現在）

1. 介護保険証の確認

ご利用のお申込みに当たり、ご利用希望者の介護保険証を確認させていただきます。

2. 短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）の概要

短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）は、要介護者（介護予防短期入所療養介護にあつては要支援者）の家庭等での生活を継続させるために立案された居宅サービス計画に基づき、当施設を一定期間ご利用いただき、看護、医学管理の下における介護及び機能訓練その他必要な医療並びに日常生活上のお世話をを行い、利用者の療養生活の質の向上および利用者のご家族の身体的及び精神的負担の軽減を図るため提供されます。このサービスを提供するにあつては、利用者に関わるあらゆる職種の職員の協議によって、短期入所療養介護（介護予防短期入所療養介護）計画が作成されますが、その際、利用者・利用者の後見人、利用者の家族、身元引受人等の希望を十分に取り入れ、また、計画の内容については同意をいただくようになります。

3. 利用料金

（1）短期入所療養介護の基本料金

① 施設利用料（介護保険制度では、要介護認定による要介護の程度によって利用料が異なります。

以下は1日あたりの自己負担分です）

負担割合2割、3割の方は（1）基本料金、加算料金がすべて2倍、3倍となります。

	個室利用時	2人、4人室利用時
・要介護1	819円	902円
・要介護2	893円	979円
・要介護3	958円	1044円
・要介護4	1017円	1102円
・要介護5	1074円	1161円
② 介護職員処遇改善加算（Ⅰ）として上記金額+下記加算の総数に7.5%をかけた金額が加算されます		
③ 夜勤職員配置加算		24円
④ 送迎加算（入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合）片道につき		184円
⑤ 個別リハビリテーション実施加算（日曜日以外は実施する予定）1日		240円
⑥ 療養食加算 ※主治医よりの食事箋が必要になります 1日3回を限度		8円/回
⑦ 緊急短期入所受入加算（7日（やむを得ない事情がある場合は14日）を限度）		90円
⑧ 緊急時治療管理（病状が重篤となり救命救急医療を行った場合）		518円
⑨ 重度療養管理加算		120円
⑩ サービス提供体制加算Ⅱ		18円

☆特定介護老人保健施設短期入所療養介護費

（利用者に対して、日中のみ短期間の指定短期入所療養介護を行った場合）

・3時間以上4時間未満	664円
・4時間以上6時間未満	927円
・6時間以上8時間未満	1296円

(2) 介護予防短期入所療養介護の基本料金

- ① 施設利用料（要介護認定による要支援の程度によって利用料が異なります。以下は1日当たりの自己負担分です）

	個室利用時	2人、4人室利用時
・要支援1	632円	672円
・要支援2	778円	834円

- ② 夜勤職員配置加算 24円
③ 送迎加算（入所及び退所の際、ご自宅までの送迎を行なった場合） 片道につき 184円
④ 介護職員処遇改善加算（Ⅱ）として上記金額+下記加算の総数に2.9%をかけた金額が加算されます
⑤ 個別リハビリテーション実施加算（日曜日以外は実施する予定） 1日 240円
⑥ 療養食加算 ※主治医よりの食事箋が必要になります 1日3回を限度 8円/回
⑦ 緊急時治療管理（病状が重篤となり救命救急医療を行った場合） 518円
⑧ サービス提供体制加算Ⅱ 18円

(3) その他の料金

- ① 食費／1日 ・朝食 370円 ・昼食 525円 ・夕食 550円
*（ただし、食費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている食費の負担限度額が1日にお支払いいただく食費の上限となります。）
② 滞在費（療養室の利用費）／1日
・従来型個室 1668円
・多床室（2人、4人室） 377円
*（ただし、滞在費について負担限度額認定を受けている場合には、認定証に記載されている滞在費の負担限度額が1日にお支払いいただく滞在費の上限となります。）
*上記①「食費」及び②「滞在費」において、国が定める負担限度額段階（第1段階から3段階まで）の利用者の自己負担額については、別添資料（利用者負担説明書）をご覧ください。
③ 入所者が選定する特別な療養室料／1日 個室 1000円
個室のご利用を希望される場合にお支払いいただきます。
④ 日常生活費 150円（シャンプー、おしぼり、ペーパータオル等）
⑤ 教養娯楽費 50円（テレビ、新聞、レクリエーション等に係る費用）
⑥ 理美容代 1800円（希望者）
⑦ 理髪室使用代 300円（希望者）※家族その他で理髪される場合
⑧ 洗濯代 400円／1kg（希望者）
⑨ テレビカード 1000円（個室利用時は無料）

(4) 支払い方法

- ・ 毎月10日頃に、前月分の請求書を発行しますので、その月の末日までにお支払いください。お支払いいただきますと領収書を発行いたします。
- ・ お支払い方法は、現金、銀行振込のみです。入所契約時にお選びください。

振込み口座 十八親和銀行 住吉支店 普通預金 2918

十八親和銀行 住吉中央支店 普通預金 7678691

名義 社会福祉法人 鶴生会 介護老人保健施設 長与リハビリセンター

個人情報の利用目的
(令和6年8月1日現在)

介護老人保健施設長与リハビリセンターでは、利用者の尊厳を守り安全に配慮する施設理念の下、お預かりしている個人情報について、利用目的を以下のとおり定めます。

【利用者への介護サービスの提供に必要な利用目的】

[介護老人保健施設内部での利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービス
 - －ベッドネーム、車椅子等のネーム掲示
- ・介護保険事務
- ・介護サービスの利用者に係る当施設の管理運営業務のうち
 - －入退所等の管理
 - －会計・経理
 - －事故等の報告
 - －当該利用者の介護・医療サービスの向上

[他の事業者等への情報提供を伴う利用目的]

- ・当施設が利用者等に提供する介護サービスのうち
 - －利用者に居宅サービスを提供する他の居宅サービス事業者や居宅介護支援事業所等との連携（サービス担当者会議等）、照会への回答
 - －利用者の診療等に当たり、外部の医師等の意見・助言を求める場合
 - －検体検査業務の委託その他の業務委託
 - －家族等への心身の状況説明
- ・介護保険事務のうち
 - －保険事務の委託
 - －審査支払機関へのレセプトの提出
 - －審査支払機関又は保険者からの照会への回答
- ・損害賠償保険などに係る保険会社等への相談又は届出等

【上記以外の利用目的】

[当施設の内部での利用に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －医療・介護サービスや業務の維持・改善のための基礎資料
 - －当施設において行われる学生の実習への協力
 - －当施設において行われる事例研究
 - －行事等の写真の掲示・広報誌内での誕生者紹介、写真掲示・クラブ活動の作品掲示

[他の事業者等への情報提供に係る利用目的]

- ・当施設の管理運営業務のうち
 - －外部監査機関への情報提供